

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
4	B 地方に対する 規制緩和	産業振興	セーフティネット保証制度による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務の廃止、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。 【制度改正の必要性】 制度の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速に融資を受けられるよう、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること、加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。 【具体的な支援事例】 融資に遅るまでの時間的・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している、認定に当たり、決算報告等の多量の申請書類が必要となっている。	経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになり、保証審査を行う信用保証協会へのワンストップの申請が可能となり、中小企業者等の事務負担が軽減される。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担が軽減される。	中小企業信用保証法第2条	経済産業省	川口市	-	石岡市、北本市、川崎市、厚木市、綾瀬市、福井市、春日井市、吹上町、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市	○本市の申請件数は多くないものの、利便性の向上の観点から言えば、支援事例に認識の広がりがあると考えられ、申請件数の多量にかかわらず、ワンストップでできると考えられる。 ○本市においては、平成2年度の認定件数は1,000件を超え、従来の認定申請書のみの対応が困難であった。現在は、認定件数は減少したものの申請を事業者の負担があり、市町村への認定のための提出書類と信用保証協会への保証依頼時の提出書類に一部異なるものがあることから、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるよう制度改正を行うことが必要であると考える。 ○制度の性質上、申請書である中小企業者等から迅速な対応を求められるが、本市の認定事務(審査の審査及び審査の申請)は事務・決裁等に基づいて行われるため、最低日を要する。現在は認定審査が少なく申請件数は年200程度ではあるが、申請が多量(平成22年度444件・平成21年度の1,071件等)であると、市町村の事務負担が膨大になり、他の業務にまで支障をきたすほか、経営の安定に支障を生じている中小企業者等の迅速な対応ができなくなってしまふ。保証審査を行う信用保証協会へ申請者が直接申請することができれば、申請者と市町村間の事務的負担を減らすことができる。 ○市の認定を受けるための申請事務が中小企業にとって負担となり、迅速な手続きを続けている。また、市の認定を受けても融資を受けられない事業もあった。保証審査を行う信用保証協会がワンストップ受付をすることで、融資の可否も着目して迅速に判断することができるようになる。 ○認定事務を市町村に義務付けているにもかかわらず、人的・財政的支援が無く、全て市町村負担となっている課題がある。 ○事業者又はその代理人が申請を行う際、「産んでいる業がセーフティネットの指定業種に該当するかどうか」「どの形式で申請すればよいか」等の問い合わせが多く、申請件数が多いものの事務的負担が生じている。また、認定事務の早期開始を希望しているが、「期間が切れたので再申請したい」という問い合わせも非常に多く、認定書を撤回してもその申請が再開するかどうか、事業者の負担が生じているとされている。 ○認定申請書自体委任状による金融機関職員からの申請が多いこともあり、信用保証協会の手続きを行うことでワンストップで入る利便性は高い。地産型の投資発生時などの取組が必要な場合は特記事項に記入し、現地で事業者自身が申請して認定申請書に記入し、信用保証協会へ審査申込し、迅速な審査も手続きがされているとは言い難い。 ○短期間でセーフティネット認定に落ちなければならず、事務的負担が大きい。また、市を単位で保証協会に割当てることにより、時間的デメリットが大きく、即日融資を求めている申請者の意向に合わない。 ○セーフティネット保証制度を特定中小企業者等が受ける際、市町村長等に特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を受けなければならず、現状として、特定中小企業者等によって事務負担が大きい。保証審査を行う信用保証協会が申請を受け付けることで、経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等がより迅速に融資を受けられるようになり、中小企業者等の事務負担が軽減される。加えて、認定事務の廃止により市町村等の事務負担が軽減されるため、制度改正の必要性はある。 ○本市での認定事務は年間一〜十件であり事務負担の割合は少ないものの、中には時間的に余裕がない案件もあつた程度で実施しているが、信用保証協会へのワンストップ対応であれば迅速な対応が可能と思われる。 ○信用保証協会がワンストップ申請を受け付けることで企業の負担を軽減することによって認められる。 ○中小企業者にとって、特に自然災害の際融資はライフラインであるが、短期間に多量の認定申請が集中することになり、審査の審査に遅延が生じて融資に支障が生じているとされている。0号認定(取引金融機関保証)についても同様。 ○産研等と連携し、融資に遅るまでの時間的・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者などの制度融資を利用している。また、認定に当たり、決算報告等の多量の申請書類が必要となっている。	
58	B 地方に対する 規制緩和	産業振興	高度化資金貸付金の連約金支払手続きに係る請求書発行依頼に係る請求書発行依頼の義務付けの廃止を求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(民法)中小企業基盤整備(以下、「機構」という。)への連約金支払手続きにおいて、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼に回答し請求書を送付している。本来請求は、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 連約金は、機構が完全の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書の返信は不要な事務処理となる。 【具体的な支援事例】 不要な事務処理が廃止されていることにより、事務処理期間の短縮が図られるとともに、都道府県に事務負担が生じている。	不要な事務の義務付けの廃止により、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担が軽減される。	中小企業高度化資金貸付法	経済産業省	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	-	石岡市、富山県	○連約金支払い手続きが簡素化されるので、本県としても同様とする。	
59	B 地方に対する 規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	【変更】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款競争例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法は暴力団排除規定が置かれておらず、認可例としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上の暴力団排除規定が不明確であり、排除することが難しい。また、都府への暴力団排除命令も、法律上の明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 社会経済力の中である暴力団を排除するためには、社会全体で取りむく必要があり、犯罪対策関係会議の「世界一安全な日本(前進戦略)」においても、「各種業(公共事業等)からの暴力団排除の徹底」が掲げられている。つまりは、他法(後援事業等)や暴力団排除命令などと併称し、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	-	中小企業等協同組合法	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省、国土交通省、環境省	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、富山県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、富山県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、富山県	-	石岡市、川崎市、綾瀬市、厚木市、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市、川崎市、東大宮市	○今後支援事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であること、社会経済力など協同組合の組合員が改正が必要である。 ○反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合に暴力団排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。 ○本市においても、他県と同様、暴力団排除命令による暴力団排除が全国的に進んでいるが、認可を拒否する法道上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。 ○認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な根拠法がないことから、法に基づいて暴力団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。 暴力団排除命令の制定等により、県への暴力団排除命令が全国的に進んでいる中、組合等団体における企業価値を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。	

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
4	<p>中小企業信用保証法第12条に規定する経営安定関連保証及び15条に規定する危機関連保証(以下「セーフティネット保証」という。)、取引先等の資金手続等の申請や事業活動の継続、改善、取引金融機関の確保、大規模な経済危機等による借用の収縮等により経営の安定に支障を及ぼしている中小企業者について、保証期間の別枠払戻等を行う制度である。</p> <p>セーフティネット保証を利用する際には、当該中小企業者が中小企業保証法第2条第5項に規定する「特定中小企業者(経営安定関連保証の場合)又は同条第6項に規定する「特例中小企業者」(危機関連保証の場合)に該当することについて、市町村長の認定を受けることとなっている。</p> <p>このセーフティネット保証に関する認定を市町村が行うこととなっている理由としては、大きく以下の二点が挙げられる。</p> <p>①市町村は中小企業者にとって最も身近な公的機関であることから、有事の際の中小企業にとって、申請窓口としての利便性が確保できること、また、定額事務でも対応しているに限り、リーマンショックのような経済危機や災害時には認定申請が急激に増加する傾向にある中で、信用保証協会が基本的に各県に一対一しかなく市町村と比べても窓口数が圧倒的に少ない、有事の際、約束手続きの迅速な認定申請及び審査実施を行うためには、従来通り、市町村等と信用保証協会が同事務を分担して実施することが適切である。</p> <p>②セーフティネット保証については、有事の際の中小企業への資金供給の実態としての性格から、国庫負担に基づいて日本政策金融公庫による信用保証のてん補算入による措置が講じられていること、借款契約の当事者である信用保証協会ではない公的第三者が認定を行うことによる客観性を担保することが重要である。</p> <p>さらに、近年利用が急激に伸びているセーフティネット保証4号については、発動や期限の延長により、自治体の負担に比べて大幅に増すことが懸念されていることから、自治体におかれては認定事務を通じて主体的に制度の運用に関与していただくことが重要である。</p> <p>以上より、「セーフティネット保証」にかかる特定「特例中小企業者の認定」については、今後とも自治体からご意見を伺いたい。</p> <p>その上で、可能な限り中小企業・小規模事業者の負担とならないよう、引き続き、市町村等と信用保証協会が一層連携して対応いただきたい。</p>	<p>まず①への見解だが、融資の受付及び審査は通常金融機関と保証協会の手で行っているにもかかわらず、セーフティネット保証の認定に市町村が関与することで全体の事務量は圧倒的に増加する。同業中では最も身近な公的機関として市町村を挙げ、市町村を窓口とすることで中小企業者にとって有事の際にセーフティネット保証の申請の利便性が確保できるとしている。しかし、現状、中小企業者は発動申請、融資の申請を行い、発給後への保証の申請は金融機関を通して行っており、加えて市町村の窓口にてセーフティネット保証の手続きをしなければならない。この手続は事業者側のセーフティネット保証の申請と異なり、金融機関へ申請して市町村の窓口で信用保証協会が貸付で融資を実施することは不可能であるため、市町村が認定事務を行ったところで中小企業者の利便性は全く確保されていない。</p> <p>次に②への見解だが、セーフティネット保証認定の内容が継続的な数値や業績等である市町村に数量・判断の余地はなく、認定事務を行う際によって可否が変わらぬという性質を踏まえ、併せてその認定について第三者の担保を得た方が自治体に申請に当たって負担を減らすことは適当ではない。また、自治体からの協力を得ていることであるが、銀行制度において金融機関や保証協会から融資の経費等に際する情報共有等も受け付けており、市町村に対して厳密かつ片務に認定事務の負担が課せられているわけではなく、別途主体的に開示しているとは言い難い。</p> <p>以上の理由から、①又は市町村が当該事務を行うべきという理由とはならず、当市は保証協会がワンストップで保証に係る審査をすべてできると見られる。</p>	<p>【春日井市】 セーフティネット保証に関する認定を市町村が行うこととなっている理由として挙げられた二点について、まず、一点目において、市町村は身近な公的機関ではあるものの、ここでいう有事の際、中小企業が必要とする支援は融資支援である。融資支援を行うのはあくまでも、金融機関およびその融資の保証に入る保証協会である。そのため、申請窓口として、市町村としての利便性確保を重視するのであれば、市町村の介入は不要と考えられる。また、経済危機時や災害時に認定申請が急激に増加する場合には、セーフティネット保証の認定事務は保証協会が認定申請が通常の融資の与信判断で行う財務分析や調査の範囲に収まるものであるため保証協会の業務への影響はあるものの、中小企業の利便性向上により得られるメリットの方が大きいと考えられる。</p> <p>二点目について、公的第三者の観点での認定が必要とすることで、セーフティネット保証は一定の条件に当てはめられているかどうかを客観的に判断し、認定するものであるため保証協会の当事者である信用保証協会が行ったとしてもその公平性に支障はないと考えられる。さらに、セーフティネット保証についても、発給や期限延長は自治体の支調に基づいたものであるが、実態にそって柔軟に対応が必要であり、市町村の申請を窓口とする融資申し込みは中小企業への時間的負担の増加となる。</p> <p>以上のことを踏まえ、今後、制度改正について一考していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 債に検討されたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			
58	<p>高度化資金貸付の連約金支払手続において、中小企業基盤整備機構が都道府県に対し連約金の請求書を送付する際には、支払期日及び支払額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払額等調整する必要がある。</p> <p>そのため、中小企業基盤整備機構では請求書を送付する前に、都道府県に対し支払期日及び支払金額の事前連絡を求めている。</p> <p>このように、都道府県からの事前連絡は、中小企業基盤整備機構が請求書を送付するために必要なものであり、また、公文書等の正式な書面である必要はなく、担当者からのメールやFAX等でもよいこと、都道府県に対して大きな事務負担になるものではないと考える。</p> <p>なお、都道府県からの事前連絡は、公文書等の正式な書面である必要はない担当者からのメールやFAX等でもよいことを、中小企業基盤整備機構から改めて周知することとしたが、その上でなお、この事前連絡が都道府県にとって大きな事務負担となっているのであれば、具体的などのような事務負担が発生しているのかを把握した上で対応を検討する用意があるので、都道府県から中小企業基盤整備機構に相談をいただきたい。</p>	<p>中小企業基盤整備機構から都道府県に対する連約金の請求については、債権に対する連約金の償還をもって延滞金及び計算期間に自らと定めるものであるから、「支払期日及び支払金額は、都道府県における支払手続の都合や、貸付先事業者の支払事情によって変動することがあるため、都道府県との間で事前に支払期日及び支払額等調整する必要がある」との旨は出たこと。</p> <p>そもそも、連約金については、「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付」に関する「第42条」により、「請求することである」と定められていることから、中小企業基盤整備機構に対して連約金の請求が必要と判断するのであれば、都道府県の依頼がなくとも、同機構から請求するものと考えられて、事務局の大小の議論はない。</p>	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		
59	<p>【暫定案】 暫定としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に規定する暴力団の排除法(不当な介入実態が明らかになった)、主管庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を行ってまいりたい。</p> <p>なお、各法において暴力団排除条件を設けるべきか否かについては、各法令が規制する事業者等における暴力団の活動の有無等の実態を踏まえつつ、主管庁において個々の法令ごとにその必要性を判断すべきであり、必要性があると思われるものから可能な早期に早期に当該条件を定めて暴力団排除条件を設けるべきである。したがって、まず、主管庁である中小企業庁において暴力団排除条件の必要性が検討されるべきである。</p> <p>【全国庁・関係者、関係労働者、関係学生、関係者】 現時点で、中小企業等協同組合法に基づき設立された組合が、実際に暴力団の活動に利用されていないなどの情報は警察関係などから得られていない。今後、必要に応じて各自治体等からの情報提供等を通じて必要な状況把握を行うとともに、自治体等の取組状況もまた確認してまいりたい。</p>	<p>差別によっては、別事件等を経た過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。従来、暴力団排除条件の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは見えないため、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否しない。</p> <p>また、暴力団の関与を警戒し助す必要があると考えるため、中小企業等協同組合法への暴力団排除規定への追加を求める。</p>	-	-	<p>【全国知事会】 中小企業や認証団体の行政分野において、暴力団の関与をあらかじめ防ぎとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除条件を追加すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支援事例	
													団体名
81	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	PCB廃棄物の処分が事業者に対し、効率的・効果的に指導を行いPCB廃棄物の適正な処理の促進を図る。指導の明確化を求める。	PCB廃棄物の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う指導がなされている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。 【具体的な支援事例】 電気機器については、PCB汚染物に低濃度PCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとまどっている。このため、分析業者や分析方法によって異なる濃度で測定された場合、検出される場合とされない場合があることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄処分に関する規定がない。そのため、明確な規制に基づき、使用中の高濃度PCB使用製品について、廃棄処分に向けた行政指導を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正な処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。 なお、PCB廃棄物の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にするべきものでなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	貴は、明確な基準、規定をもち、事業者に対し効率的・効果的に指導を行うことができる。PCB廃棄物の期限内処理の促進に寄与することとなる。	ポリ塩化ジブチルエーテルの適正な処理の促進に関する特別措置法、電気事業法	経済産業省、環境省	神奈川県	-	青森県、八戸市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、埼玉県、滋賀県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県	-	○低濃度PCB廃棄物または使用機器については、紙版等での判断が不可能であったため、分析機関による分析が必要だが、本県では分析機関が不足しているためPCB廃棄物または使用機器ではないと判断している。しかしながら、定量・半定量については各分析機関により異なるため、同一の機器でも判断が異なる可能性がある。特に、現在使用中の電気機器については、PCB含有濃度によって交換が必要となり、交換が必要な場合は、その処分費用や代替機器の購入等、事業者の費用負担が大きくなる。PCBの含有率が確認できないと判断することとなるため、事業者を指導するに当たり、全県一律の基準が必要であると考える。 ○PCB汚染物のうち遊離ケイ素については、PCB含有・非含有の濃度基準が定められていないため、PCBに含有されていないと判断が困難な状況にある。分析業者のFNDをもつて非含有とは判断できず、分析すれば高濃度または低濃度PCBのどちらかで判定となり、判定しても処分することができない状況にある。また、分析に際しては、分析対象となる分析対象とすべしと交換の年代や使用用途物、分析方法が定められていないため、遊離の測定値のみならず遊離の測定方法、遊離の測定、分析業者のFNDをもつて非含有と判断する基準、PCB汚染物の分析については、日本シーリング材工業会の判断フローを参考に指導を行っているが、遊離濃度もしくは低濃度PCBのどちらかで処分せざるを得ない。PCB汚染物に低濃度PCBが検出された事例もあるため、所管府省が遊離ケイ素に調査・工事を行えるよう遊離ケイ素の分析をすすめていただきたい。 ○提案団体と同様の支援が生じている。特に、遊離の遊離ケイ素(可溶性)がPCB汚染物であるかどうか判断する基準についての問合せが多いが、遊離ケイ素がPCB汚染物に該当するかどうか判断する基準(いわゆる入口基準)が明確でないために指導に苦慮している。PCB特措法に関する判定基準(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第1項第1号の2第1号の2第1号)を、PCB汚染物判定する入口基準に準用してよいのかを承知していただきたい。加えて、PCB汚染物を判別した後の廃材中のPCB汚染物に該当するかどうか判定する基準(廃棄基準)がなく、指導に苦慮しているため、廃棄基準及びその分析方法を明確に示していただきたい。 ○平成20年実施のPCB廃棄物等の取りこし調査(市内の電気工務物を対象としたもの)の結果として、低濃度PCB使用製品を所有している事業者が市内に15事業者程度存在していることが判明した。現状では、法的根拠がないため、当該事業者への適切な指導が難しい状況にある。 ○PCB汚染物の基準について、本県でも、PCBを含む濃度の濃度(μg)の値について検出した事例があり、地盤調査したが自治体より強い異音が発生した状況が判明した。検出事業者、処分業者とも連携して異音の原因を調査するとともに、全県一律の基準を設けることが望ましい。使用中の高濃度PCB機器の対応については、高濃度PCB使用電気機器と異なり、廃棄に係る明確な規定がないため、PCB廃棄物の処理に調査を進める一方で、業者や民生技術者から、使用を中止する旨の依頼や、廃棄する必要があるのかという問い合わせが多いことは事実である。30年の期限内に高濃度PCB含有機器等が判明した場合の対応を考えると、調査と同時様に処分方針が定まっていることが望ましい。 ○(1)使用中の高濃度PCB含有製品は、PCB特措法に処分期限が規定されておらず、その処分方針が不明確な状況にある。このため、現在使用中の高濃度PCB含有製品が処理期限経過後も使用可能と認められることから、期限内に処分するよう法的根拠をもって指導することが難しく、対応が困難なケースがある。 (2)電気機器以外のPCB汚染物には、PCB廃棄物の基準は、「検出されない」としており、具体的な濃度基準が定められておらず、分析業者や分析方法ごとに定量・半定量が異なることから、適切な指導が難しい。 (3)調査事項は、原料の有機溶剤中に非揮発性・副生PCBが生産するケースが確認されているが、化学物質の管理(溶剤中のPCB含有率がATLレベル以下であれば、濃度が認められる)。このため、新しい溶剤からもPCBが検出される可能性があり、低濃度PCB含有の濃度基準の除去を進めるうえで支障となっている。 一方、上記の調査の結果、遊離ケイ素(可溶性)が検出されており、BATレベル以下の有機溶剤は、廃棄物としてもPCB特措法の対象外であること、地方環境事務所から遊離ケイ素の濃度基準が定められている旨の指導を行っている。しかし、現状では低濃度PCB含有濃度(μg)は、PCB廃棄物として特措法に基づき処分されていることから、当該濃度(μg)について、取扱いに留意が生じている。(※平成24年12月10日付「PCB含有有機溶剤(揮発性)中のポリ塩化ブチルエーテル廃棄物の適正な処理の促進に関する特別措置法の適用について」上記のPCB該当性に係る基準や使用製品の処分基準、遊離の取扱いが不明確な状況にあり、期限内に処分が完了しなかったため、指導や改善命令等の増加が懸念される。以上のことから、PCB汚染物に係る基準の策定及び低濃度PCB含有製品の期限内処分について明確化される必要がある。また、変更については、必要な資料を提出し、今後の取扱いについて報告したい。 ○電気機器を除くPCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準については具体的に示されていない。「検出されない」という表現にとまどっている。このため検出されない場合に於ける下限値の判断について環境部に確認したところ具体的な数値については決まっておらず、どこまで分析を求めるかについては各自治体の判断に任せることであるが、PCB廃棄物の処理が不適切な処分が行われ、国において具体的な基準を再考すべきであり、現状では低濃度PCB汚染物に係る適正な指導ができない。
106	A	権限移譲	産業振興	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われることとする。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われることとする。	【制度改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われることとする。 【具体的な支援事例】 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣より早く、早く通知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県が直接、危険防止命令等の措置を行い得ず、遊及事等等の発生がある。また、経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者等に対する危険防止命令を、国から都道府県へ権限移譲した場合には、経済産業大臣による危険防止命令と合わせて、都道府県に通知した通知電気工事業者等に対する危険防止命令が適用される場合があり、電気事業法・電気工事法の関連性を踏みても、非合理的である。 【懸念の解消策】 危険防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に懸念されることについては、権限移譲の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に対する情報も、経済産業大臣が直接に都道府県府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	電気工事による危険及び障害の発生防止のための措置について、より迅速かつ確実な実施が図られる。	電気工事業者の業務の適正化に関する法律	経済産業省	山梨県	-	-	-

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
81	<p>各府省からの第1次回答</p>	<p>PCB特措法第14条は、低濃度PCB廃棄物の処分を規定しており、低濃度PCB使用製品については対象外であるとしている。</p> <p>PCB廃棄物処理基本計画第3章第2節における「低濃度PCB廃棄物及びPCB使用製品の処理」をめぐり「もとのことだが、実際の処理は遅れも進んでいる。実情として、各自自治体によって対応が異なる」といった実情も発生している。今後、処理の基準や方法の検討、時期が明かれば、対応方法の増大が推定されれば、排出事業者に対して、早期処理を指導するうえで支障となる。</p> <p>なお、現在使用中の廃棄PCB汚染製品の電気機器については、分析の進捗がないため、所有者としては分析せずに転売するといった事例も見受けられ、これに対する指導は向もできない状態である。</p> <p>さらに、調査方針において、PCB汚染の有無の確認作業を終了すること、取り起こし調査が完了するまでが定められている。</p> <p>このため、環境省としては、まずはPCB汚染の実態把握を十分に行う上で、低濃度PCB使用製品の廃棄又は回収を進めるとして、そのための方法や低濃度PCB廃棄物の正確な全体像を把握するための方法について検討し、また、低濃度PCB廃棄物の処理体制の充実・多様化を進めるとして対応する。</p> <p>上記に加え、PCB汚染発生法制定案案(案)において、法施行後の5年以内、検討を加え、必要があると思われるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、これを踏まえ、環境省では、平成29年度に低濃度PCB廃棄物について自治体・有識者・関係団体を加えた検討会を開催し、議論を開始したところです。</p> <p>今後については、御提案の内容を踏まえ、こうした検討会の中でこれの検討を進めてまいります。</p>		<p>【山形県】 早急に明確な基準を設けていただきたい。</p> <p>【横浜市】 低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の処分については、国においてPCBを含む有害な物質を使用した可能性のある廃棄物の実態把握を行い、処分期間の長期化防止や旨の事務連絡が平成30年3月20日付発出(※)されたことよって、多くの調整機関連等所有する自分等は、その対応を待たれている。</p> <p>環境省としての本提案に対する考えの方向性はおおむね承服できるが、現に地方自治体においてPCBを含有する廃棄物についての対応を迫られている実態を踏まえていただき、検討会における具体的な検討内容の積極的推進、検討結果を踏まえた早期実施のための具体的なスケジュール等を明確に、いただきたい。</p> <p>(※)平成30年3月20日付「国官報第28号、国総理第116号及び国総第70号」ポリ塩化フェニールを含む有害な廃棄物の処分について【施設】</p> <p>低濃度PCB廃棄物の人口基準未設定問題については、平成14年2月17日に開催された環境省の「低濃度PCB対策検討委員会」においても議論となっており、平成16年4月1日までに環境省が有害基準を設定することとされている。また、平成23年10月1日に開催された環境省の「第1回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」においても、検討会の議点として「PCB廃棄物に関して、いつか人口基準を設定することについてどのように考えるか」と上の記述があるが結論が示されていない。</p> <p>従って、10年以上前から問題の存在が指摘されており、その検討に十分な期間があったにもかかわらず、結論が示されておらず、処理期間が平成29年3月と決まり、人口基準が確定した状態であるが、適切な指導も十分な取りこし調査等も行えず、PCB廃棄物の計画的な処理を行うことは困難になるばかりである。</p> <p>この問題は時期を問わずに早急に取組むべきものであり、可及的速やかな人口基準設定が求められるが、なぜ、人口基準の設定が遅れているのかの理由の具体的な説明や、暫定基準の設定の是非等について、速やかに期限を定めて国の考え方を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。</p>	
108	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(以下「登録電気工事業者等」といふ。)に対する危険等防止命令を、以下「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」といふ。)に対する危険等防止命令を、報道府内へも権限付与することについて、国が電気工事業者に対し100名以上の事業者を全国の報道府内に設置しているケースもあることから、ある特定の事業者での法令違反事案について、その都度当該報道府が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的である。</p> <p>また、現行制度において、国の特定の電気工事業者等に法令違反の疑いがあった場合、各地域を所管する産業保安監督官が危険防止命令及び同法26条の転送及び移譲を行う体制になっており、国は法令違反の程度を法的に判断し、場合によっては法28条に基づき登録の取消し等を行うこととなっている。このように法的な危険防止命令は法的な趣旨を十分に果たしている。既に当該報道府に100名以上の事業者が登録されていること、危険等防止命令の権限が付与されること、報道府内をそれぞれ命令を発するということなどは、国として法的な判断が困難になりかねず、当該電気工事業者に対する一元かつ広域的、効果的な指導でなかった。現行における役割分担が適切である。</p>	<p>「その都度当該報道府が危険防止命令措置を行うよりも、国が一元的かつ広域的に監督・指導することが効果的」とする点について、本提案は、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、経済産業大臣と、区域内で電気工事が行われる報道府知事と連携して危険防止命令をさせるようにすること考えているものであり、現行制度による国の監督・指導がなくなることはない。</p> <p>また、登録取消し等を含む法的権限の移譲を受けるものではないが、報道府知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して危険等防止命令を行った場合に、その旨を経済産業大臣へ報告することにより、むしろ国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するものと考ええる。</p> <p>全国に多数の営業所を設置する電気工事業者であっても、当該事業者による電気工事は一の報道府内の区域で行われるものがほとんどであること、また、電気工事は違法な事業者による設備点検への対応が急務となる場合があること等を踏まえ、危険等防止命令に関しては、対象となる事業者をいち早く認知した主体が地域への影響も勘案して迅速かつ確実に行われるべきである。</p> <p>法の目的が、電気工物による危険及び障害の発生を防止し、もって安全の確保に資するものであることと照らせば、具体的な支障が想定される以上、直定で事例があるか否かに関わらず、本提案については積極的検討したい。</p>		<p>【全国知事会】 権限移譲に当たっては、必要な実施体制について明らかにした上で、手厚げ方式を含めて移譲を進めるよう検討を求め。</p>	<p>【全国知事会】 電工工事業者等として、次の情報を把握していただくようお願いいたします。 (1)国及び報道府内における電気工事業者法第27条～第29条に基づく監督処分及び監督処分による事業者の件数 (2)国及び報道府内の登録を受けた電気工事業者による電気工事に関する違反の件数及び事故の件数 (3)国及び報道府内における建設業法第28条に基づく電気工事に関して建設業者に対して行われた監督処分の件数 ○監督処分に関し、工事規模が大きく、建設業法に基づき大臣から許可を受けた業者に対して報道府知事の監督権限が認められている一方、工事規模が比較的小さく、電気工事業法に基づき大臣の登録を受けた業者に対しては報道府知事の監督権限が認められていない。工事規模の大小により、監督処分の種類に差異があることについてどのように考えられるか。特に、工事規模の小規模な電気工事業者には、上記の監督権限や能力が低いものが多いと思われる。 ○報道府知事が経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対して、危険等防止命令を行った場合には、その旨を経済産業大臣へ報告することで、国による広域的かつ効果的な監督・指導に大いに資するものではないか。 ○全報道府内に対し、電気工事業法の運用実態及び危険等防止命令に係る監督権限付与の必要性について調査を実施し、必要な措置を検討していただく。</p>		

経済産業省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府所	団体名	その他 (特記事項)	<新規共同提案団体及び当該団体等から承られた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
220	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条に基づき市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業を一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支援事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、種別の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	熊本県	-	熊本県、神奈川県、川崎市、相模原市、岐阜県、岐阜市、名古屋市中区、名古屋市、京都市、大阪市、新潟県、岡山県、北九州市	○本市においても、容器包装リサイクル法に基づきプラスチック製容器包装の分別収集リサイクルを実施している。プラスチック製容器包装の分別収集による分別集積であり、一定の異物混入は必ずしもない中で、同法では、(公)日本容器包装リサイクル協会による品質検査(異物混入の有無など)があり、判定内容によっては同協会による引取りが可能な可能性がある。そのため、本県の費用削減として選別作業を省略し、再商品化事業者に委託し、その責任は非常に大きい。(平成28年度には一度判定を受け、再検査で判定で引っかかると引取り中止の事象が起きたことから、職員による選別作業や市民への啓発チラシの全戸配布など、多大な労力と費用を要した。)提案内容のとおり、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っており、二重の手間がかかっていることから、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が一元で行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めたいためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成28年11月にプラスチック資源の一括回収・選別・分別処理の推進事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成28年度に実施した委託事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて見直しを希望していることを求める。 ○本市では、市場環境に応じて、種別、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡している。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法律第6条第6項の「分別集積混合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集物の確認」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。
298	A	権限移譲	産業振興	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	【支援事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も承されなかったため、審査計画実施に支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は9割を担い、計画認定の意義は著しい事業実施やPDCA管理一貫化されているが、国において、新たな国の計画の求めが管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しが行われているため、本県政策関係の国において、小規模事業者に対する都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指すこととされている。	【権限移譲による効果】 複数の都道府県で、農工商等が地域や地域内小規模事業者等がどうあるべきかという中期的な目標を策定し、目標達成に向けて効果的に事業を実施させ、目標達成に向けて評価する事業評価システムを実現し、評価措置と合わせた移譲により地域の実情に精通した都道府県が認定することで、適切なPDCA管理が可能になる。なお、経営発達支援事業の実施に伴い、現行の認定計画に対する伴走型補助金の財源と、農工商・農工商会館所の人員増に対応するための人員費にに対し、十分な評価措置が必要。 【懸念と対応策】 計画認定の状況が異なることにより権限移譲を希望しない都道府県がある場合は、半導け文書の活用により、希望する都道府県へ譲渡、権限移譲を行っていく方法も考えられる。	農工商及び農工商会館所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	経済産業省	広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会	-	富山県、大分県	○本県でも設置団体と同様、経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受ける事例があり、審査計画実施に大きな支障をきたすおそれがある。 ○国は先述の小規模事業者の活性化に向け、県、市町村と農工商・農工商会館所が一体となって取り組むことが不可欠である。このため、小規模事業者支援法を修正し、小規模事業者やその活動を支援する農工商団体支援に当たっては市町村の役割を明確化し、併せて、この役割をさまざまな認定権限の十分な評価措置を行うとともに、地方交付税措置などの財政支援を拡充することになれば、法改正の意義があるため、左記の意見に賛同する。
312	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第10条に基づき市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業を一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支援事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、種別の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	市町村が負担する処理費用が低減するとともに、中間処理費用の合理化により再商品化の促進が期待できる。	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	経済産業省、環境省	指定都市市長会	-	神奈川県、相模原市、岐阜県、岐阜市、名古屋市、京都市、大阪市、新潟県、岡山県、北九州市	○選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行われる非効率な仕組みは大きな問題であり、今後、より一層リサイクルを進めたいためには、社会全体のコスト低減を図り、制度の持続可能性を高める必要がある。本市では、平成28年11月にプラスチック資源の一括回収・選別・分別処理の推進事業を実施したが、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者で選別作業を一本化しても、再商品化工程の工程において、選別作業を市町村と再商品化事業者の間で二重に行っている状況について、平成28年度に実施した委託事業の結果を踏まえ、市町村における選別作業の必要性を改めて見直しを希望することを求める。 ○本市では、市場環境に応じて、種別、選別・圧縮作業を行い、再商品化事業者に引き渡している。再商品化事業者によっては、再度選別作業を行っているため、提案について賛同します。なお、法律第6条第6項の「分別集積混合物」の定義についても関係すると考えます。また、指定法人の引取りガイドラインにおける「収集物の確認」も見直されることで、効率よく再商品化されると考えます。

管理番号	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
220	<p>市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境者の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2500億円に上るとの推計結果が得られています。</p> <p>平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の移行状況の検証-検証1-に関する報告書」では、市町村や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。</p> <p>平成29年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入し、搬入物の量が従来と異なることによる設備配置の工夫が必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。</p> <p>この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。</p>	<p>プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させようとして、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>					<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	
298	<p>〇小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画については、これまでに、全国の商工会又は農工商会連合会(以下「事業主」)の認定が完了してきたが、都道府県の認知にバラつきもみられることから、情報提供した事業主、全ての都道府県において、積極的に経営発達支援事業の普及及びPOAサイトの取立が行われるかの理念を伝ふていきたい。</p> <p>〇一方、商工会又は農工商会連合会については、当該計画の策定及び実施に、業務が増大しているもの、十分な人員の手当てがなされていない旨も報告されており、計画認定に係る都道府県の負担を明確化させ、人材費に充てられる者がいるものも報告されている。</p> <p>〇様式型補助金は認定計画の実行性担保のために一体的な執行を進めるため、国費において事業主をまかなっているところであるが、人材費と運動会するための工夫も必要であると認識しているところ。</p> <p>〇こうした課題も踏まえつつ、現在、市町村や都道府県との協力体制確立に向け、中政置・小規模企業基本政策の委員会等を通じて、事業主等に9月11月にかけて事業主、11月には、自治体との連携をより深めた形で小規模企業政策を重点整理として取りまとめる予定である。国と都道府県の役割分担、認定種類の要請がいくらかも含めて、こうした議論の中で、慎重に検討していきたい。</p>	<p>〇経営発達支援計画の策定について、都道府県の認知にバラつきがある点については、併せて補助金の対象(事業主・人員)を明確に確保することを整理し、手あけ方式による執行の取組も考えよう。</p> <p>〇中政置・小規模企業基本政策小委員会、で人員費と運動した事業主等について、本提案を含めてご検討いただきたい。</p> <p>〇なお、商工会又は農工商会連合会において、当該計画の策定及び実施に伴い、業務が増大しているもの、十分な人員の手当てがなされていないについては、次々と商工会等が認定される新たな課題、事業に対して国庫補助又は特別交付金等の支援も別途併せてご配慮願いたい。</p>					<p>【全国知事会】 所有者は都道府県の認知にバラつきがみられるため情報提供に懸念があるとの見解を承しているが、都道府県が適切に関与を行うために情報提供を求めるものである。 小規模企業発達支援事業は直接的には都道府県の指導・監督のもとに実施されていることから、商工会・農工商会連合会の経営発達支援計画の認定については都道府県知事が実施できるよう検討を進めるとともに、事務移譲の際には事業に係る人員費及び事務費についても財政措置を行うこと。 また、全国一律の情報が信頼できる場合には手配方式の活用を検討すること。 なお、経営発達支援事業の実施に伴い新たに必要となる商工会・農工商会連合会での人員増などへの対応について協議において対応すると、都道府県の実施する経営改善普及事業の事務簡易化が図られることのないよう配慮すること。</p>	
312	<p>市町村の分別収集・選別保管の負担が大きいとの声を多く頂戴しており、環境者の調査によると市町村の分別収集・選別保管費用は、全国で約2500億円に上るとの推計結果が得られています。</p> <p>平成28年5月の産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合における「容器包装リサイクル制度の移行状況の検証-検証1-に関する報告書」では、市町村や事業者の負担を軽減し、社会全体のコストを合理化する方策として、目的や実施主体が異なる市町村とリサイクル事業者の行う選別を一体化することによる社会全体のコストの低減効果や制度的課題を把握するための実証研究を検討・実施すべきとあります。</p> <p>平成29年度には、全国7都市で「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」の実証事業を実施しました。市町村で選別することなく、再商品化事業者へ直接搬入し、搬入物の量が従来と異なることによる設備配置の工夫が必要なものの、リサイクルができるという結果が得られました。</p> <p>この結果を踏まえつつ、制度的な課題や社会全体のコストを合理化する方策について、関係者の意見を聞きながら、議論してまいります。</p>	<p>プラスチック資源のリサイクルについては、より一層の合理化、高度化が可能と考えており、制度的な課題の解決策や社会全体のコストを合理化する方策を今後策定予定の「プラスチック資源循環戦略」に反映させようとして、「市町村とリサイクル事業者の行う選別一体化」等の施策の実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。合わせて、施策に係る具体的な検討のスケジュールをお示しいただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		